別表第二十一（第五条第二項関係）〔平成28年６月までの期間の全ての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成28年			
	３月	４月	５月	６月
前納額	16,030円	12,170円	8,130円	4,070円

別表第二十二（第五条第二項関係）〔平成29年３月までの期間の全ての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成28年						平成29年		
	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
前納額	36,160円	32,190円	28,210円	24,220円	20,220円	16,200円	12,170円	8,130円	4,070円

別表第二十三（第五条第三項関係）〔平成28年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の一保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月			
			平成28年			
			３月	４月	５月	６月
平成28年	４月	昭和31年４月２日から昭和31年５月１日までに生まれた者	3,900円	—	—	—
	５月	昭和31年５月２日から昭和31年６月１日までに生まれた者	7,960	4,070	—	—
	６月	昭和31年６月２日から昭和31年７月１日までに生まれた者	12,000	8,130	4,070	—
	７月	昭和31年７月２日から昭和31年８月１日までに生まれた者	16,030	12,170	8,130	4,070

別表第二十四（第五条第三項関係）〔平成29年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の一保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月							
			平成28年						平成29年	
			７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月
平成28年	８月	昭和31年８月２日から昭和31年９月１日までに生まれた者	4,070円	—	—	—	—	—	—	—
	９月	昭和31年９月２日から昭和31年10月１日までに生まれた者	8,130	4,070	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和31年10月２日から昭和31年11月１日までに生まれた者	12,170	8,130	4,070	—	—	—	—	—
	11月	昭和31年11月２日から昭和31年12月１日までに生まれた者	16,200	12,170	8,130	4,070	—	—	—	—
	12月	昭和31年12月２日から昭和32年１月１日までに生まれた者	20,220	16,200	12,170	8,130	4,070	—	—	—
平成29年	１月	昭和32年１月２日から昭和32年２月１日までに生まれた者	24,220	20,220	16,200	12,170	8,130	4,070	—	—
	２月	昭和32年２月２日から昭和32年３月１日までに生まれた者	28,210	24,220	20,220	16,200	12,170	8,130	4,070	—
	３月	昭和32年３月２日から昭和32年４月１日までに生まれた者	32,190	28,210	24,220	20,220	16,200	12,170	8,130	4,070

別表第二十五（第六条第一項関係）〔１年間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成28年４月
前納額	4,710円

別表第二十六（第六条第一項関係）〔６月間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成28年４月から平成28年10月までの月
前納額	2,380円

別表第二十七（第六条第二項関係）〔平成29年３月までの期間の全ての付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成28年										平成29年		
	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
前納額	5,100円	4,710円	4,330円	3,940円	3,550円	3,160円	2,770円	2,380円	1,990円	1,590円	1,200円	800円	400円

別表第二十八（第六条第三項関係）〔平成29年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月											
			平成28年										平成29年	
			３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月
平成	４月	昭和31年４月２日から昭和31年５月１日までに生まれた者	400円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	５月	昭和31年５月２日から昭和31年６月１日までに生まれた者	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	６月	昭和31年６月２日から昭和31年７月１日までに生まれた者	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	７月	昭和31年７月２日から昭和31年８月１日までに生まれた者	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—